

その他

1-① 閲覧制度の見直しについて

現状

- 許可申請書、変更届出書等(以下「許可申請書等」という。)及び監督処分簿については、建設工事の注文者・下請負人等に、当該建設業者の施工能力、処分内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供する目的で、地方整備局・都道府県の閲覧所において閲覧に供している。

課題

- 許可申請書等については、役員の住所等の個人情報も閲覧対象に含まれており、現在、個人情報保護の観点から閲覧対象を限定する運用を行っているものの、制度的な手当がなされていない。
- 監督処分簿については、閲覧所における閲覧に限定しているが、地域主権の推進、閲覧の利便性の向上等の観点から見直すべきとの指摘がある。

対応の方向性(案)

- 許可申請書等については、閲覧の対象から個人情報が除外されるように措置する。
- 監督処分簿の閲覧方法については、閲覧所以外での閲覧も可能となるよう措置する。

平成23年11月25日第13回地域主権戦略会議資料より

義務付け・枠付けの更なる見直しについて(抄)

2、今般の義務付け・枠付けの見直し

今般の義務付け・枠付けの見直し(第3次見直し)としては、「地方からの提言に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容累計を設定し、それに該当しない事項等の見直しについて地域主権戦略会議を中心に関係府省とともに取り組んできたところである。

この第3次見直しにおいては、別紙に掲げる次項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

(別紙)

2、通知・届出・報告、公示・公告等

[国土交通省]

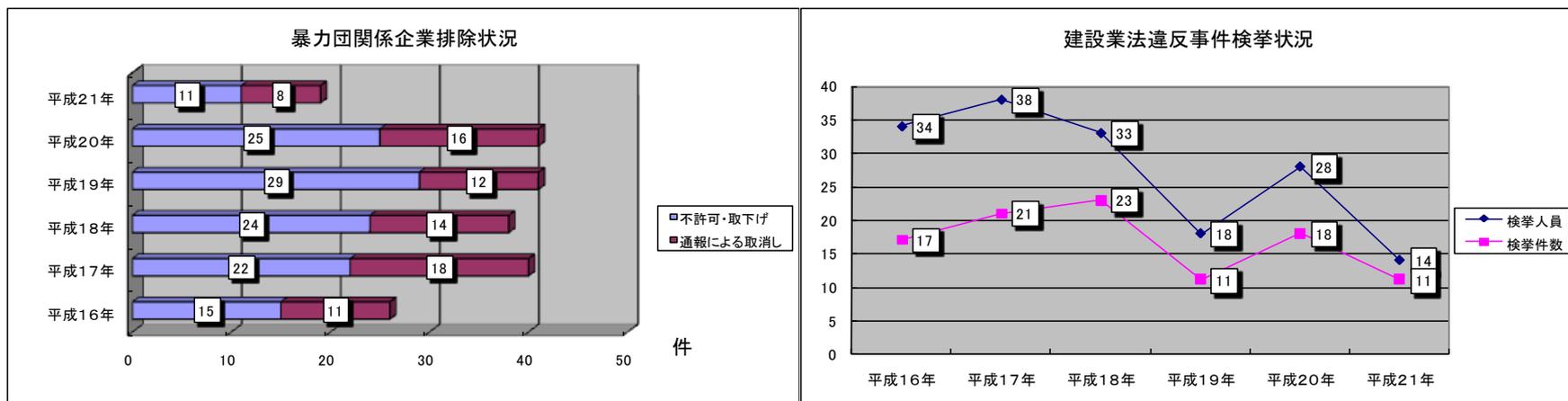
(36)建設業法(昭24法100)

- ・ 都道府県知事が営業の全部又は一部の停止を命ずる等の処分をした場合における広告の方法に係る規定(29条の5第1項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県知事の供する建設業者監督処分簿の閲覧の方法に係る規定(29条の5第4項)は廃止又は例示化する。

1-② 暴力団の排除について

現状と課題

- ❑ 不良不適格業者排除の実効を上げる上で、企業活動からの暴力団排除の取組は重要な課題。
- ❑ 暴力団関係者が建設業法に違反して検挙されるケースが依然として見られるなど、暴力団排除の一層の強化が求められている。



対応の方向性(案)

- ❑ 建設業許可の付与段階のみならず、付与後においても暴力団を排除できるよう、欠格事由を追加する等の措置を講じる。

(例) 許可の欠格事由に「暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと」等を追加するとともに、これを許可の取消事由として位置付ける。

建設業法に基づくこれまでの取組

- 許可を受けようとする者(役員等を含む)が、暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合には、建設業法第7条第3号(請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと)に適合しないものとして許可しないこととしている。(「建設業許可事務ガイドライン」【第7条関係】3)
- 暴力団対策法等に違反して罰金刑に処せられ、刑の執行から5年を経過しない間は、許可を受けられず(欠格事由)、また、許可が取り消される(取消事由)こととした。(平成6年建設業法改正)
- 公共工事標準請負契約約款を改正し、受注者が暴力団等であった場合の解除条項を新設した。(平成22年中央建設業審議会決定)

業界団体等における取組

- 日本建設業団体連合会(現日本建設業連合会)及び全国建設業協会が、建設工事請負契約に係る暴力団排除条項の参考例を会員に通知した。(平成22年)
- 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会が、同約款を改正し、発注者又は受注者が暴力団等であった場合の双方の解除条項を新設した。(平成23年)

(参考)「企業活動からの暴力団排除の取組について」

- 「企業活動からの暴力団排除の取組について」
(平成22年12月9日 犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策に関するWT)

II (1) ⑥ 業の主体からの暴力団等の排除(抜粋)

各府省は、業の主体から暴力団等を排除するため、所管業法に基づく許認可等の付与段階だけでなく、付与後においても、暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者(人的関係や出資・融資等により暴力団員等から、事業活動に相当の影響を受けている者をいう。)、暴力団員を不当に利用している者、暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持・運営に協力している者等を排除することができるよう、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努める。

(参考)

○建設業法(昭和24年法律第100号)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。



“申請者が暴力団員である場合、原則「不誠実」に該当し、不許可(許可基準)”

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。



“申請者が暴力団員である場合の欠格事由はない”

一～九 (略)

十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者(第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。)のあるもの



“役員と同等の支配力を有する者(相談役、顧問など)については、欠格事由の該当の有無を確認していない”

十一 (略)

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

- 一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五条第二号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- 二 第八条第一号又は第七号から第十一号まで(第十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至つた場合



“許可業者が暴力団員となった場合、許可は取り消されない(取消事由がない)”

現 状

- 技術検定においては、受検資格における実務経験の詐称による不正受検や試験中のカンニング行為等が後を絶たない状況
- 現行制度では、不正の方法によって技術検定を受けたことが明らかになったときに、合格取消と合格証明書の返付が規定されているのみ

対応の方向性(案)

- 不正受検者に対して、上記措置に加えて、さらなる措置を検討する
- 不正受検に関与した場合の、会社に対する措置等も検討する

他の資格制度の不正行為に対する措置の例

資格	受験中止 資格取消等	不正行為に対する 受験禁止期間
建築士	○	3年以内
技術士・技術士補	○	2年以内
公認会計士	○	3年以内
医師	○	期間を定め禁止
宅地建物取引主任者	○	3年以内
弁護士	○	5年以内

1-④ 英文建設業許可証明書の交付について

現状

英文建設業許可証明書の例

- 海外インフラ事業においては、応札や契約の際に必要な現地の建設業許可の取得に当たり、外国における発注者からの事前資格審査（PQ）の一環として日本の建設業許可の英文証明書の提出を求められることがある。
- 現状では、応札を考える建設企業はその都度、国土交通省に英文証明書の発行の申請をしている。
 - 法律上、何らの定めはなく、運用で実施。

対応の方向性(案)

- 英文建設業許可証明書の交付を受けられることが建設企業からみて明確となるよう、建設業の海外展開支援策の一環として、上記運用を制度化することについて検討する。


 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8918 JAPAN

November 10, 2011

CERTIFICATE OF THE LICENSE GRANTED

Re: [REDACTED]

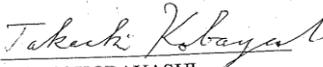
This is to certify that the above - mentioned company is licensed to conduct business as a special construction contractor under the Construction Contractors Law of Japan (Law No. 100 of 1949).

License No. : (TOKU - [REDACTED]) No. [REDACTED]
 by Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Duration of Granting License : From [REDACTED], 2010
 To [REDACTED], 2015

Licensed Fields of Construction Works :

General Civil Engineering
 General Building
 Scaffolding, Earthwork and Concrete
 Electrical
 Plumbing
 Steel Structure
 Paving
 Painting
 Interior Finishing
 Telecommunication
 Water and Sewerage Facilities
 Fire Protection Facilities




Takaaki KOBAYASHI
 Counsellor for International Infrastructure Industry
 Land Economy and Construction and Engineering Industry Bureau
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
 Government of Japan

2-① 登録基幹技能者の活用について

現状と課題

- 登録基幹技能者は、工事現場において基幹的な役割を担う技能者として、平成20年4月に制度化。専門工事業団体を中心に育成が図られ、公共工事における発注者による評価・活用や各企業における育成・評価の取組が行われてきている。（平成23年9月末現在で27職種、2万9,766人）
- 制度開始から3年が経過したが、職種によっては登録基幹技能者の数が不足し、また、地域的な偏在が見られる状況。実効性ある活用促進のためには、さらなる育成が求められる。
- また、登録基幹技能者の評価・処遇向上に当たっては、「発注者や元請企業の認知度が低い」「登録基幹技能者の位置づけが不明確」などの課題が存在。

○登録基幹技能者の数

・登録電気工事基幹技能者	4,865名
・登録造園基幹技能者	2,683名
・登録建築板金基幹技能者	2,574名

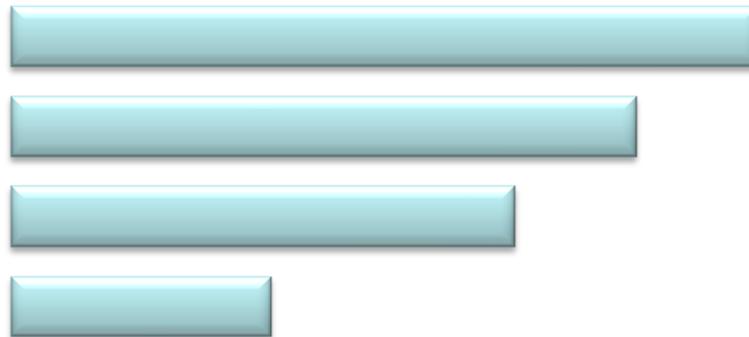
⋮

・登録保温保冷基幹技能者	175名
・登録外壁仕上基幹技能者	98名
・登録運動施設基幹技能者	50名

合計 29,766名 （平成23年9月末現在）

○登録基幹技能者の評価・処遇向上に当たっての課題（基幹技能者制度推進協議会による調査より）

- ・発注者や元請企業の認知度が低い。 6団体
- ・景況が厳しく社内での処遇向上は困難。 5団体
- ・登録基幹技能者の位置づけが不明確。 4団体
- ・登録基幹技能者数の不足。地域的偏在。 2団体



（「登録基幹技能者の評価・処遇等に関する調査」基幹技能者制度推進協議会 平成23年3月）

○登録基幹技能者の活用に関する専門工事業団体からの要望事項（中国地方整備局）

- ・登録基幹技能者の配置の義務化。
- ・総合評価方式における下請企業の登録基幹技能者配置に対する加点。
- ・主任技術者と同様に施工体制台帳に記載欄を設ける。
- ・地方公共団体、元請業者へのPRが必要。

（専門工事業団体8団体と中国地方整備局との意見交換会での要望事項 平成23年10月11日～27日）

対応の方向性(案)

- 技術者データベースの整備及び業種区分の点検と併せ、基幹技能者の育成と評価・処遇の向上を図る方策について、検討を進める必要があるのではないか。

（例）施工体制台帳への位置付けの明確化

No	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成23年9月末)
1	登録電気工事基幹技能者	一般社団法人 日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号1)	電気工事業、電気通信工事業	4,865名
2	登録橋梁基幹技能者	(社) 日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号2)	鋼構造物工事業、とび・土工工事業	384名
3	登録造園基幹技能者	(社) 日本造園建設業協会 (社) 日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号3)	造園工事業	2,683名
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18 (登録番号4)	とび・土工工事業	407名
5	登録防水基幹技能者	(社) 全国防水工事業協会	H20.8.19 (登録番号5)	防水工事業	582名
6	登録トンネル基幹技能者	一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号6)	土木工事業、とび・土工工事業	352名
7	登録建設塗装基幹技能者	(社) 日本塗装工業会	H20.9.1 (登録番号7)	塗装工事業	2,054名
8	登録左官基幹技能者	(社) 日本左官業組合連合会	H20.9.1 (登録番号8)	左官工事業	1,052名
9	登録機械土工基幹技能者	(社) 日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号9)	土木工事業、とび・土工工事業	1,225名
10	登録海上起重基幹技能者	(社) 日本海上起重技術協会	H20.9.19 (登録番号10)	土木工事業、しゅんせつ工事業	498名
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30 (登録番号11)	土木工事業、とび・土工工事業、 鉄筋工事業	409名
12	登録鉄筋基幹技能者	(社) 全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号12)	鉄筋工事業	1,733名
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30 (登録番号13)	鉄筋工事業	421名
14	登録型枠基幹技能者	(社) 日本建設大土工事業協会	H20.9.30 (登録番号14)	大土工事業	1,844名
15	登録配管基幹技能者	(社) 日本空調衛生工事業協会 一般社団法人 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号15)	管工事業	1,881名
16	登録嵩・土工基幹技能者	(社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (社) 日本嵩工業連合会	H20.12.12 (登録番号16)	とび・土工工事業	2,152名
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12 (登録番号17)	とび・土工工事業	167名
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26 (登録番号18)	内装・仕上工事業	1,806名
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(社) 日本サッシ協会 (社) カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13 (登録番号19)	建具工事業	638名
20	登録エクステリア基幹技能者	(社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5 (登録番号20)	タイル・れんが・ブロック工事業、 とび・土工工事業、石工事業	324名
21	登録建築板金基幹技能者	(社) 日本建築板金協会	H21.3.5 (登録番号21)	板金工事業、屋根工事業	2,574名
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28 (登録番号22)	塗装工事業、左官工事業、防水工事業	98名
23	登録ダクト基幹技能者	(社) 日本空調衛生工事業協会 一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28 (登録番号23)	管工事業	885名
24	登録保温保冷基幹技能者	一般社団法人 日本保温保冷工事業協会	H21.11.27 (登録番号24)	熱絶縁工事業	175名
25	登録グラウト基幹技能者	(社) 日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号25)	とび・土工工事業	301名
26	登録冷凍空調基幹技能者	(社) 日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25 (登録番号26)	管工事業	206名
27	登録運動施設基幹技能者	一般社団法人 日本運動施設建設業協会	H22.3.25 (登録番号27)	土木工事業、とび・土工工事業、 塗装工事業、造園工事業	50名
				合計	29,766名

2-② 建設工事に係わる民間資格の活用について

現状と課題

- 建設工事の多様化・専門化が進展する中で、各業団体がそれぞれの専門技術に特化した資格制度を創設し、技術力向上に取り組んでいる。
- これらの資格は、適正な施工を確保する上で有効なものであるが、十分に活用されているとは言えない状況。
- 技術者の評価に係る意見として、「工事に必要な教育や知識が技術者に求められており、既存の民間資格の有用性を評価して欲しい。」との意見あり。(業団体に対する技術者制度全般に関するアンケート調査(調査期間H22.11.15~12.3))

対応の方向性(案)

- 技術者データベースの整備及び業種区分の点検と併せ、民間資格の活用、振興等の方策について、検討を進める必要があるのではないか。
(例)技術者DBに登録できる民間資格として位置付け(民間資格のうち、施工現場で活用されている有用な資格を有識者等による審査・選定を経て位置づけ等)